

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案10件について、6月30日及び7月7日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第2号 田辺市火災予防条例の一部改正について、同議案第4号 物品購入契約の締結について、同議案第5号 物品購入契約の締結について、同議案第6号 物品購入契約の締結について、同議案第7号 物品購入契約の締結について、同議案第8号 訴えの提起について、同議案第9号 訴えの提起について、同議案第10号 訴えの提起について、同議案第11号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第3号）の所管部分及び同議案第39号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第5号 物品購入契約の締結についてに関わって、ケーブルテレビの機器更新により、得られる効果について説明を求めたのに対し、「ケーブルテレビエリアにおいてインターネットの通信速度が低下している中、インターネット環境改善のための通信経路増設を計画しており、それに耐え得る最新の機器に更新を行うものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年7月7日

総務企画委員会

委員長 宮 井 章

委員長報告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案3件について、6月30日及び7月7日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第3号 工事請負契約の締結について、同議案第11号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第3号）の所管部分及び同議案第39号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第11号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第3号）の所管部分のうち、土木総務費に関わって、道路等照明灯電気料金の県に対する返還金について詳細説明を求めたのに対し、「今般の県の調査により、本市が県から市道として移管を受けた道路等に係る照明灯の電気料金について、移管後も契約変更されないまま県が支払い続けていた電気料金の過払い分を返還するものである。返還金額については、民法に定める消滅時効を援用し、過去10年分に当たる625万4,492円を県に対して返還するもので、該当する県内他市町においても同様の対応を取っている」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年7月7日

産業建設委員会

委員長 柳 瀬 理 孝

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案4件について、同日及び7月7日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第1号 田辺市高齢者福祉計画策定委員会条例の一部改正について、同議案第11号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第3号）の所管部分、同議案第12号 令和5年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び同議案第13号 令和5年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第1号 田辺市高齢者福祉計画策定委員会条例の一部改正についてに関わって、改正内容の詳細説明を求めたのに対し、「本条例の改正は、委員会に部会や特別委員を置くことができるようにするものであり、これに至った要因の一つに敬老行事がある。町内会役員の高齢化やコロナ禍により、敬老行事を行わずに記念品等を配付している町内会が増えていることから、今後の人口推計も見据えた上で、敬老行事について二、三年かけて見直していきたい」との答弁がありました。これに対し委員から、町内会役員への負担が非常に大きくなってきているため、行事本来の趣旨も踏まえながら慎重に検討していただきたいとの要望がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年7月7日

文教厚生委員会

委員長 福 榮 浩 義